
令和2年6月25日 男女共同参画推進本部会議

開催日時 令和2年6月25日(木) 午前9時35分から午前10時10分まで

開催場所 全員協議会室

出席者 山本副市長、総合政策部長、総合政策部理事(公社担当)兼危機管理監、総合政策部理事(草津未来研究所・経営戦略担当)、総務部長(兼法令遵守監)、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、子ども未来部長、都市計画部長、技監、建設部長、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長

欠席者 なし

議事概要 下記のとおり

1. 議題

(1) 女性活躍推進法に基づく草津市特定事業主行動計画の進捗状況について【報告】

【資料:資料1】

【事務局から説明】

・資料1に基づき女性活躍推進法に基づく草津市特定事業主行動計画の数値目標の進捗状況について説明。

【主な質疑・意見】

・管理的地位にある職員とあるが、どれぐらいの級を指すのか。

⇒課長補佐級以上です。

・管理的地位にある職員に占める女性割合が、目標値30%は、全体の職員数の男女割合も考慮した目標値か。職員の男女比が50%の場合、目標値も50%にしてもおかしくはないと思うがどうか。

⇒現在女性職員の割合は44.5%です。この目標値は計画当初の現状に合わせて設定したものであり、今後はもう少し高い数値設定にしていく必要があると考えています。

(2) 第3次草津市男女共同参画推進計画(後期計画)の進捗状況について【報告】

【資料:資料2～3】

【事務局から説明】

・資料2～3に基づき第3次草津市男女共同参画推進計画(後期計画)の進捗状況について説明。

【主な質疑・意見】

・特になし

(3) 第4次草津市男女共同参画推進計画策定にあたって【協議】

【資料4～6】

【事務局から説明】

・資料4～6に基づき第4次草津市男女共同参画推進計画の策定概要について説明。

【主な質疑・意見】

・第4次草津市男女共同参画推進計画では市役所における職員研修などを庁内の行動規範ではなく施策体系に入れていく必要があるとしているが、市役所も事業所の一つとして女性活躍推進法に基づく草津市特定事業主行動計画を策定しており、施策体系に入れる必要があるのか。

⇒市役所職員の行動規範を第4次草津市男女共同参画推進計画の施策体系に入れていくかは、今後検討していく。

・計画の目指す方向や目標の中で、「男女がともに」という表現が使われているが、性的マイノリティの人々に配慮した表現はできないか。

⇒男女共同参画社会基本法や市の草津市男女共同参画推進条例も「男女が」という表現をしている。

・計画期間について5年としているが、国や県の計画を反映できるのか。

⇒国・県についても5年で改正や策定をしている。今後、国・県の計画策定状況など収集していく。

このページのお問い合わせ

概要作成担当 草津市 総合政策部 男女共同参画課 男女共同参画係

電話 077-565-1550

ファックス 077-561-2489

メール danjo@city.kusatsu.lg.jp